

○内閣府令第二十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意<sup>(56)</sup>に次のように加える。

- h 役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下このh及び(57)のaの(d)において同じ。）に該当する社外取締役をいう。(57)のaの(a)及びbの(a)なお書きを除き、以下同じ。)又は社外監査役（社外役員に該当する社外監査役をいう。(57)のaの(a)及びbの(a)を除き、以下同じ。)に該当する場合は、その旨を欄外に

注記すること。

第二号様式記載上の注記<sup>(57)</sup> a) 中「提出会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下この（c）、（d）及びbにおいて同じ。）に該当する社外取締役をいう。以下この（c）、（d）及びbにおいて同じ。）及び社外監査役（社外役員に該当する社外監査役をいう。以下この（c）及び（d）において同じ。）の員数並びに社外取締役及び社外監査役と」や「社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、社外取締役及び社外監査役の員数並びに各社外取締役及び社外監査役につき、「*and*」 「また、社外取締役又は社外監査役を選任している場合には、「*and*」 「（当該社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する考え方を含む。）並びに」や「並びに当該社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容（これらの基準又は方針がない場合は、その旨）及び」*and* 「それ」や「その旨及びそれ」*and*」。

第三号様式記載上の注意<sup>(36)</sup>に次のように加える。

g 役員が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下このgにおいて同じ。）に該当する社外取締役をいう。）又は社外監査役（社外役員に該当する社

外監査役をいう。)に該当する場合は、その旨を欄外に注記すること。

## 附 則

### (施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この項及び次項において「新開示府令」という。）第二号様式記載上の注意(56)h及び(57)a(c)の規定（これらの規定を新開示府令第二号の四様式（新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の五様式、第二号の六様式、第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式、第七号様式（新開示府令第七号の四様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第八号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この項において

同じ。)に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が同日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

3 新開示府令第三号様式記載上の注意(36)gの規定(新開示府令第三号の二様式、第四号様式及び第五号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。)は、平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書(金融商品取引法第二十四条第一項又は第三項(これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。